

公用車等におけるドライブレコーダーの設置について（概要）

1. はじめに

現在、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上並びに交通事故及びトラブルにおける責任の明確化及び処理の迅速化を図るため、市保有の公用車及び公共施設循環バスにドライブレコーダーが設置されています。これに伴い、ドライブレコーダーで通行人等の顔面、容貌等を撮影し、その映像等データを保管することになります。

しかし、当該映像等データは、「特定の個人が識別されるもの」に当たり、個人情報に該当しますが、ドライブレコーダーの性質上、収集に関し本人の同意を得ることは困難であるため、映像等データの保管は本人外の個人情報の収集にあたるものと考えられます。

したがって、このようなドライブレコーダーによる本人外収集について、藤井寺市個人情報保護条例第7条第2項第6号に基づきご意見をお伺いします。

2. 関係条項

藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号）

・第7条第2項第6号

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (3) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、藤井寺市個人情報保護審査会（第26条第1項の規定を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

3. 収集することとなる個人情報

公用車等に設置したドライブレコーダーで記録された周囲の自動車・自転車等の運転者、歩行者等の映像、音声、運行情報等

4. 個人情報の管理

- (1) 統括管理責任者、管理責任者及び操作担当者（以下「統括管理責任者等」という。）について（要綱第3条・第6条）
 - ア ドライブレコーダー及び映像等データの適正管理に関する統括管理を行う統括管理責任者を置き、総務課長をもって充てる。
 - イ ドライブレコーダー及び映像等データの適正な管理運用を行う管理責任者を置き、当該公用車等の車両管理者（当該車両を管理する課の課長）をもって充てる。
 - ウ ドライブレコーダー及び映像等データの操作を行う者を操作担当者に限定し、統括管理責任者又は管理責任者が指名する者をもって充てる。
- (2) 映像等データの保存及び廃棄について（要綱第5条・第6条）
 - ア 映像等データの保存期間
 - ・原則：ドライブレコーダー内の記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまで
 - ・例外：法令等に基づく場合及び証拠保存等の必要がある場合
 - イ ドライブレコーダーの撤去
 - ・ドライブレコーダーを撤去したときは、直ちに当該映像等データを削除する。
 - ウ 映像等データの取扱い等について
 - ・原則複写は行わない。
 - ・編集又は加工は行わない。
- (3) 利用及び提供の制限について（要綱第7条・第8条）
 - ・公用車等が関わる交通事故等の確認、分析及び原因究明のための利用に限る。
 - ・外部提供は原則認めない。
 - ・例外的に外部提供を行う際は、一定の手続きを要する。

5. 別添資料

- ① 藤井寺市公用車等ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱（案）
- ② （参考）藤井寺市車両管理規程